



## 【参考】広報さかい広告掲載基準(抜粋)

### ■ 広告不可範囲

- ・児童または青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの
- ・政治性のあるもの又は選挙に係るもの
- ・宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- ・個人又は法人の名刺広告又は意見広告
- ・市税を滞納している者の広告
- ・社会状況・情勢等により広告掲載を自粛している業種・業者等の広告

### ■ 広告掲載内容

- ・消費者保護の観点から、表現内容に留意し、市が適切でないと認めるものについては掲載不可例)あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの  
根拠のない表示又は誤認を招くような表現(「業界トップレベル」「高く買います」「残数わずか」等)